

(仮称) 水源かん養税の創設に関する提言書



鳥取県・源流の町

日南町・智頭町・三朝町

提 言

森林政策は、従来の木材生産の振興を主体としたものから、森林のもつ国土保全・水源かん養・環境保全といった公益的機能の持続的発揮へと転換してきました。

本提言では、この森林の公益的機能を重視するなかで、県民共通の財産ともいべき森林、なかでも源流地域の森が将来にわたり豊かな水を育むための具体的手法について提案し、その実行財源として（仮称）鳥取県水源かん養税を位置づけます。

水源かん養のために必要な施策の財源を（仮称）鳥取県水源かん養税のみで賄うことは困難ですが、現行の国県補助事業の積極的導入や新制度の創設による総合的な取り組みを望みます。

源流地域の森が、将来にわたり豊かな水を育んでいくための施策の柱として

- （１）源流を知る（環境教育、森の体験学習）
- （２）源流と結ぶ（流域住民の交流）
- （３）源流を育む（水源かん養の森構想、森林基盤整備）

の三点を掲げます。

なかでも、子どもたちの森林における体験学習をプログラム化した環境学習の必要性と流域住民が水源かん養に対して一体感を感じるための仕組みづくり、更には、森を守ることが新しい雇用の場として継続される体制づくりが必要と考えます。

次代を担う世代への教育と流域住民の水源かん養に対するコンセンサス、森林基盤の整備と担い手の育成がうまくバランスをとり実施されることが必要です。

この三本の柱を具体的に実践する一つのプランとして、「水源かん養の森」をゾーニングします。水源かん養の森には、水源かん養のための理想的な森林環境を維持するとともに、環境教育や流域住民の交流の場としての機能を持たせます。

（１）源流を知る（環境教育・森の体験学習）

源流地域の持つ役割やその価値についての確に理解することを目的として環境教育・森の体験学習のプログラム化を提案します。学級を単位として森の大切さを学習し、源流地域を訪れ、森林管理作業を体験することにより、次代の源流環境を担う人材を育成します。

（２）源流と結ぶ（流域住民の交流）

水源かん養を担う森を広く地域外住民に開放し、森林保全をテーマとしたイベントや

環境問題に取り組むNPO(民間非営利団体)との積極的な人材交流を行う「学びの森」、森林環境を生かしたトレッキングコースなどの活動基盤を整備し、住民や家族の交流レクリエーションの場としての「交流の森」、都市住民のリフレッシュ空間としての「癒しの森」を開設し、環境問題や水源かん養に関する住民の理解を深めることを推進します。

(3) 源流を育む(水源かん養の森構想、森林基盤整備)

将来にわたり、水源を守り育むための優良森林を区域指定し、その保全管理に取り組む体制づくりや森林基盤の整備を行います。また、樹種転換による針・広混交林の育成を積極的に推進していきます。区域指定された森は、森林や水源かん養に対する学習の場、交流活動の場として活用することにより、流域住民の水源かん養に対する意識の醸成を図ります。

「水源かん養の森」構想

煙り立ち上る山村。その山々は春は緑に、秋は紅葉に映え、人々は生き生きと暮らしている。集落の山懐には小川が流れ、大海へと注ぐ源流を擁し小鳥のさえずりも聞こえる。

その森は、長年培ってきたスギやヒノキの針葉樹がすくすくと育ち、広葉樹の自然林も広がっている。

人々は、生活の場として山を慈しみ、子どもたちは森の中で遊び、そして大人から伝統技術、さらには生きる知恵を教わる。

子々孫々に亘って生活を支える業としての森林、そして生命の源である水のかん養はもちろん公益的機能を最大限発揮できる循環森林として「水源かん養の森」を創造する。

(1) この森林の名称を「水源かん養の森」と称する。

(2) 森林の誘導指針

針・広混交林で構成し、水源の安定確保のため、皆伐禁止とし、間伐、択伐施業により木材を循環利用する。働く場、生活の場として活用すると共に小動物とも共生し、教育、健康、憩いの場として県民に親しまれる森林を造成する。

(3) 場所

県内の各流域の源流で原則として、水源かん養保安林とする。

現在、管理が不十分な部落有林、財産区有林、学校林を優先させます。

(4) 森林面積の規模

1箇所500ヘクタール程度とし、県下で100箇所、5万ヘクタールとする。

(5) 森林の所有

県と源流市町村の共有、もしくは、森林区域を指定する。

(6) 管理

「水源かん養の森」ごとに森林組合と連携した「水源かん養の森管理会」を設置し、ボランティアを含め管理する。

(7) 費用

あらゆる国・県の制度及び本税を活用する。

(仮称) 鳥取県水源かん養税の創設及び活用について、以上のとおり提言します。

平成 1 4 年 6 月 2 6 日

鳥 取 県 源 流 の 町

日南町長 矢田 治美

智頭町長 寺谷 誠一郎

三朝町長 吉田 秀光

鳥取県知事 片 山 善 博 様

1 . 提言に至った経緯

日南町・智頭町・三朝町は、県内三大河川源流地域の町で、面積も町村では県下ベスト3の町であり、これら三町で県土の22.8パーセントを占めています。

それぞれの町では、高い高齢化を背景に、自治体病院・医師会立病院・特別養護老人ホーム等を設置し、保健・福祉・医療の連携によるまちづくりをめざす一方、歴史・文化的資源を活用し、独自の国内・国際交流等、ユニークなまちづくりを推進している町でもあります。

平成13年12月に三町は、相互の交流を通して、環境・人材育成等の連携・充実に努め、共通した意識を持ちながら、更に魅力あるまちづくりを目指すことを確認し、源流三町交流会を発足しました。それ以後、「源流地域における環境問題」や「保健・福祉・教育問題」をキーワードとして情報交換を行っています。

今年度に入り、鳥取県で県民共通の財産と言うべき森林の有する水源かん養機能の維持・増進を目的とした(仮称)鳥取県水源かん養税が検討され始め、源流の町という視点から三町の取り組みとして水源かん養税の問題を取り上げ、ワーキンググループを立ち上げて、この目的税をいかに源流地域の活性化に結びつけるか、という視点で議論し「水源かん養税の創設に関する提言書」として取りまとめました。

本税において取り組まれる水源かん養に対する施策は、併せて源流地域の活性化に結びつくことが必要であり、この施策を検討していくうえで参考になればと考えます。

2 . 源流地域の担う役割

源流地域が担う役割は、直接的には森林資源による水資源の保全機能であり、間接的にはその地域で森林資源の維持・管理に取り組む林業者の生活の場を提供していることです。

源流地域の森林資源は、林業生産の基盤であることに加え、動植物の生息場所、景観、水源かん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収、都市農村住民の交流の場などの多面的機能を担っております。

最近では、森林資源の有する公益的機能が幅広く認められており、鳥取県において試算した結果、年間8,892億円もの価値を有しているとされています。

しかしながら、源流地域の担う役割について水系ごとに的確に算出し、水資源の利用者に対し納得できるデータがあれば、源流地域の担う役割はより明確となり、源流地域の機能価値を明らかにすることで、水資源利用者の理解が得られるものと考えます。

間接的役割として、森林の維持・管理に取り組む林業者の生活の場という面があります。少子・高齢化の中で過疎化が進み、もはや地域の林業者だけでは、現在の森林基盤を維持していくことは難しく、広葉樹と針葉樹のバランスある森林環境を創造し、人工林に対する十分な作業を提供していくためには、森林の有する公益的機能（価値）に見合う公的な体制をつくり、魅力ある雇用の場として組み立てることが望まれます。このことは、豊かな生活環境を持つ源流地域における定住促進の効果も期待できます。

森林や農村景観のもつ癒し機能は、都市におけるストレス解消に大きな効果がありますし、森林の持つ水源かん養の機能や環境問題についての体験・学習の場として大きな役割を担っているといえます。

このように、源流地域は、その豊かな自然環境から流域の住民が快適な生活環境を享受するうえで多くの役割を担っており、この役割を的確に評価したうえで、みんなで守っていかうという認識の醸成が必要です。

3．源流地域の現状と課題

水源かん養の機能を担う源流地域では、多くの問題を抱えています。

【現状】

- (1) 過疎・高齢化の進行と木材不況により沈滞化する林業経営
- (2) 手入れが不足した荒廃森林が増加しており、災害の危険性が高い
- (3) 山の荒廃に伴い不法投棄が増加している
- (4) 生態系バランスの崩壊で野生動物が出没し、農作物等への被害が増加
- (5) 生活の基本（所得）は下流にあり、地元で暮らす住民が山へ入らない

【課題】

- (1) 山を守る担い手の明確化（地域住民、ボランティアのみでは困難）
- (2) 森林作業の近代化
- (3) 県産材の利用促進
- (4) 広葉樹と針葉樹のバランスのとれた森林整備（林業と環境が共存）
- (5) 鳥取県版森林環境教育の推進

4 . 「水」資源に対する住民意識の変革

水道の蛇口をひねればきれいな水が飲め、きれいな空気を吸っている当たり前の行為が当たり前でなくなりつつあります。

水は、生き物の生命を維持していくうえで基本となります。このきれいな水は、従来どこでも気軽に手に入ることが当たり前だと考えられていましたが、源流地域の森林資源の荒廃と水質悪化を考えると、水は森により「育まれている」と考えねばなりません。

この意識は、県民の意識にも現れており、「おいしい水・安全な水」を飲みたいという思いは、水を買って飲むという消費行動に現れております。

従って、今こそ、おいしい水を求める消費者へ水源かん養の大切さを訴え、理解していただくチャンスだと考えます。森林作業員や源流地域の人々は、水源を守っていることに自信を持つとともに、「おいしい水を作り出すこと」に掛かるコストについて考え、流域住民の相互理解につなげたいと考えます。

5 . 税の規模、課税対象について

(1) 税の規模について

県下の水源かん養機能評価額 $3 \text{ 千億円} \times 0.1\% = 3 \text{ 億円}$

一家庭 100 円 とすると $2 \text{ 億}8 \text{ 千万円}$

一家庭使用料 3 千円 の 3% とすると $2 \text{ 億}5 \text{ 千万円}$

(2) 課税対象について

本税は、水を使うことに対する税負担であると考え、すべての水利用に対して課税を検討すべきであると考えます。